
亀岡市情報公開・個人情報保護審議会

会議資料

【平成27年12月11日】

◎ 《報告事項》

資料No.1	京都府共同利用型被災者生活再建支援システムの導入について	P. 1
資料No.2	住民票、印鑑登録証明書のコンビニ交付サービスの実施について	P. 4
資料No.3	亀岡市防犯カメラ設置事業補助金について	P. 7
資料No.4	亀岡市個人情報保護条例施行規則の一部改正について	P. 9
資料No.5	情報公開及び保有個人情報の開示請求状況等について	P.10

- 1 運営主体 京都府自治体情報化推進協議会(京都市を除く 25 市町村)
- 2 目的 被災者の生活再建支援に関わる一連の業務をサポートするためのシステム
- 3 システム概要 大規模災害時における家屋被害調査及びり災証明書発行、被災者台帳の一元管理
- 4 対応業務
 - ① 建物被害認定調査：調査票の出力、調査結果データの蓄積・管理
 - ② り災証明発行：①の調査結果により、住民に対するり災証明を発行
 - ③ 被災者台帳管理：特定の災害における被災者情報の一元管理
- 5 導入による主な効果
 - ① 被災状況の調査結果を少人数かつ短時間でデータ化【効果的処理】
 - ② 発災後短期間でり災証明発行が可能【早期のサービス提供開始】
 - ③ 同データによる被災者台帳の作成【一元管理の実現】
- 6 利用データ 住民基本台帳及び家屋課税台帳データ
- 7 利用方法

基幹業務支援システムの端末を活用し、市町村業務システムから最新の住民基本台帳及び家屋課税台帳データを抽出して所定の形式に変換の上、被災者支援システムにセットする。

この基礎データを基に家屋の被害調査を実施し、り災証明書の発行と被災者支援台帳の作成により、被災者の早期生活再建を支援する。
- 8 運用時期 災害救助法の適用を受ける程度の大規模災害により、府や近隣市町村に職員派遣要請を実施するなどの緊急時
- 9 導入経過

災害発生時に被災者の生活再建を速やかに支援するための建物被害調査、り災証明書発行等の膨大な処理を行うシステムの導入に向け、平成 24 年 10 月に京都府が「被災者台帳システムに関する研究会」を立ち上げ、府及び市町村の防災担当及び情報化推進担当等で検討を重ね、今年 7 月に導入された。

このシステムは既に、平成 24 年 8 月の京都南部豪雨災害や平成 25 年台風第 18 号災害、平成 26 年の 8 月豪雨災害において、宇治市と福知山市で試行的に利用されており、迅速な被災者支援に効果をあげたため、府下全市町村で共同導入し、大規模災害時に活用する。
- 10 個人情報の取扱い

災害対策基本法及び亀岡市個人情報保護条例の規定に基づき、個人情報の利用及び提供について取扱うこととする。

災害対策基本法

最終改正：平成二七年九月一日法律第六六号

第七章 被災者の援護を図るための措置

(罹災証明書の交付)

第九十条の二 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があつたときは、遅滞なく、住家の被害その他当該市町村長が定める種類の被害の状況を調査し、当該災害による被害の程度を証明する書面（次項において「罹災証明書」という。）を交付しなければならない。

2 市町村長は、災害の発生に備え、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の確保を図るため、前項の規定による調査について専門的な知識及び経験を有する職員の育成、当該市町村と他の地方公共団体又は民間の団体との連携の確保その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被災者台帳の作成)

第九十条の三 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、被災者の援護を実施するための基礎とする台帳（以下この条及び次条第一項において「被災者台帳」という。）を作成することができる。

2 被災者台帳には、被災者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

- 一 氏名
- 二 生年月日
- 三 性別
- 四 住所又は居所
- 五 住家の被害その他市町村長が定める種類の被害の状況
- 六 援護の実施の状況
- 七 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- 八 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

3 市町村長は、第一項の規定による被災者台帳の作成に必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

4 市町村長は、第一項の規定による被災者台帳の作成のため必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長その他の者に対して、被災者に関する情報の提供を求めることができる。

(台帳情報の利用及び提供)

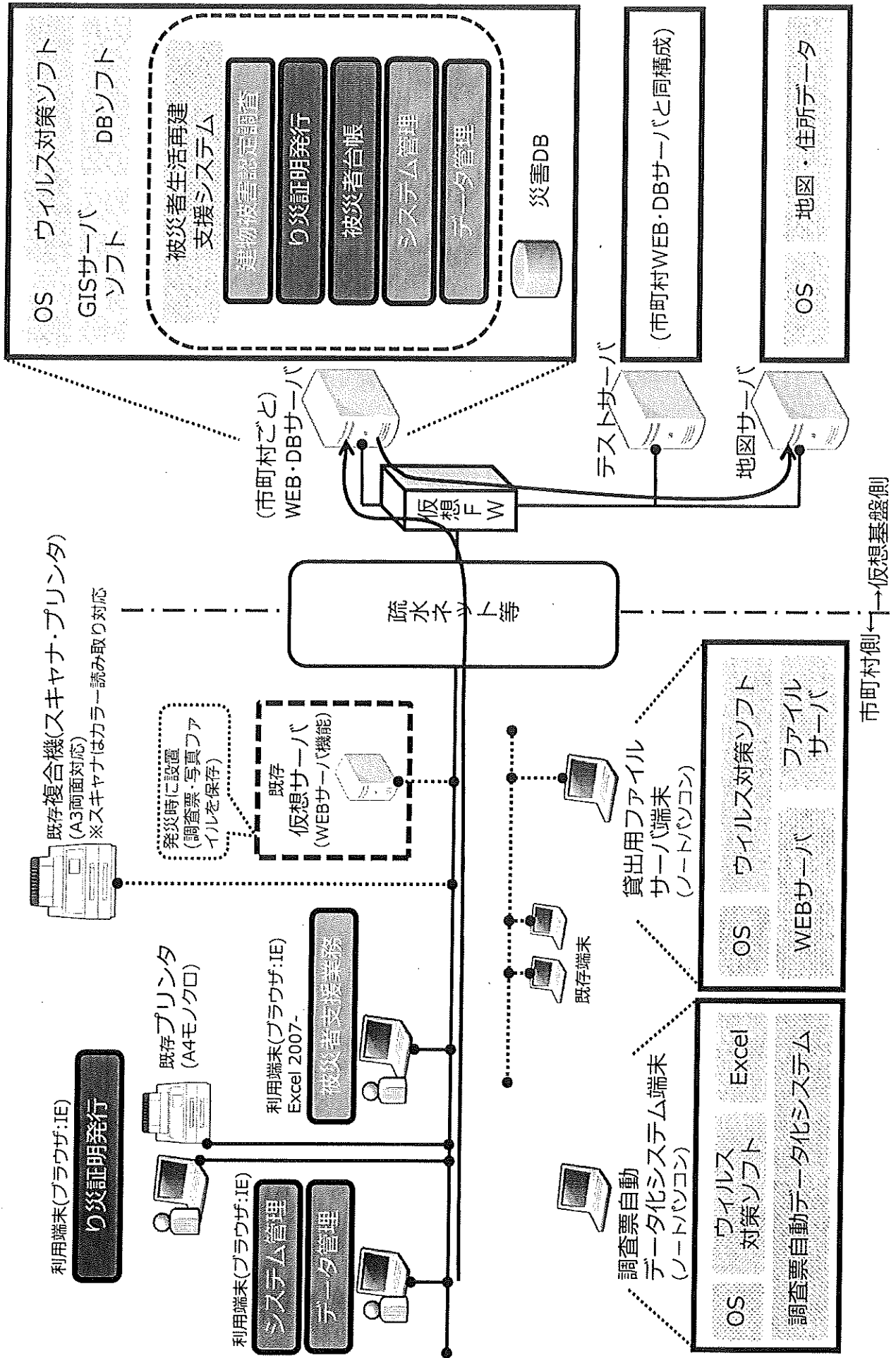
第九十条の四 市町村長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条第一項の規定により作成した被災者台帳に記載し、又は記録された情報（以下この条において「台帳情報」という。）を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することができる。

- 一 本人（台帳情報によって識別される特定の個人をいう。以下この号において同じ。）の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- 二 市町村が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。
- 三 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき。

2 前項（第一号又は第三号に係る部分に限る。）の規定による台帳情報の提供に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

京都府共同利用型被災者生活再建支援システムの構成

H27.6.4研修資料
0502-12,0802-8差替



コンビニ交付サービスの実施について

1. 事業概要

1) 目的

- ・市民の利便性の向上、事務の効率化
- ・マイナンバーカードの普及

2) 概要

コンビニ交付は、地方公共団体情報システム機構が提供するサービスを使用し実施する。

3) 交付する証明書

住民票の写し、住民票記載事項証明書、印鑑登録証明書

4) 交付時間

平日及び土日祝日の午前 6 時 30 分から午後 11 時まで
(12/29~1/3 を除く。)

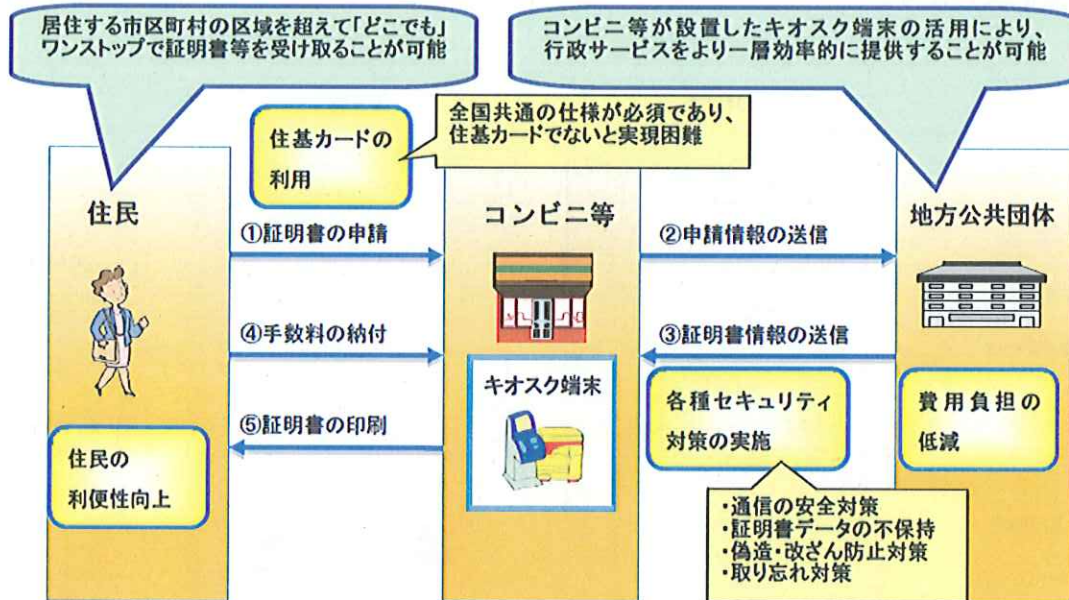
5) 開始年月日

平成 28 年度中期

2. コンビニ交付サービスの概要

コンビニ交付は、個人番号カード（以下「マイナンバーカード」という。）を利用して、住民票の写し等の各種証明書がコンビニエンスストア等に設置されているキオスク端末で取得できるサービスです。

コンビニ交付の利用イメージを、以下のとおりです。



1) 住民の利便性向上

住民の方は、亀岡市以外のコンビニエンスストア等のキオスク端末でも証明書を取得することができます。

また、役所の開庁時間外でも証明書を取得することができます。

2) 各種セキュリティ対策の実施

・通信の安全対策

コンビニ交付では、専用の通信ネットワークの利用及びSSL通信による通信内容の暗号化により、個人情報漏えい防止対策を実施しています。

・証明書データの不保持

証明書交付センターシステムとキオスク端末は、証明書データおよび利用者情報を保持しません。証明書の印刷後は、キオスク端末において証明書データを完全に消去します。

・偽造・改ざん防止対策

交付する証明書はA4普通紙に改造・改ざん防止処理が施され、従来の改ざん防止用紙と同等の対策を実施しています。

・取り忘れ対策

キオスク端末の画像や音声による、マイナンバーカード及び証明書の取り忘れ防止対策を実施しています。

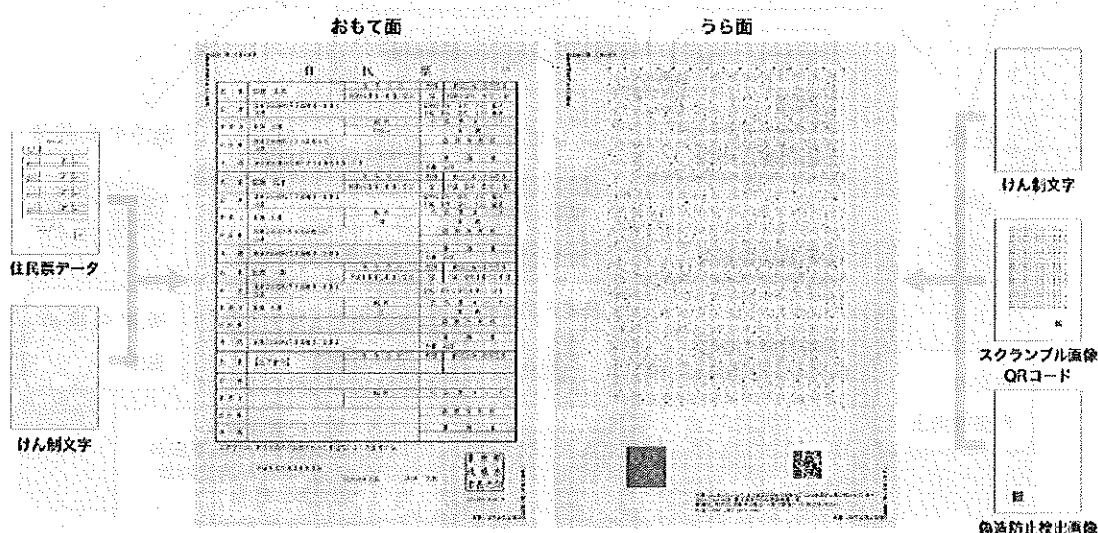
3) マイナンバーカードの利用

全国共通のカードとして、マイナンバーカードを利用することで、全国のコンビニエンスストア等で証明書の取得が可能となります。

本人確認の方法は、マイナンバーカードの搭載されている、公的個人認証の利用者証明用の電子証明書を利用します。

3. 証明書のイメージ

コンビニ交付で印刷される証明書のイメージです。実際の証明書は、亀岡市が定めた様式になります。



- (1) A4 サイズの普通紙に印刷
- (2) 両面に偽造・改ざん防止処置（けん制文字、スクランブル画像、偽造防止検出画像）を重畳

4. サービスの利用手順

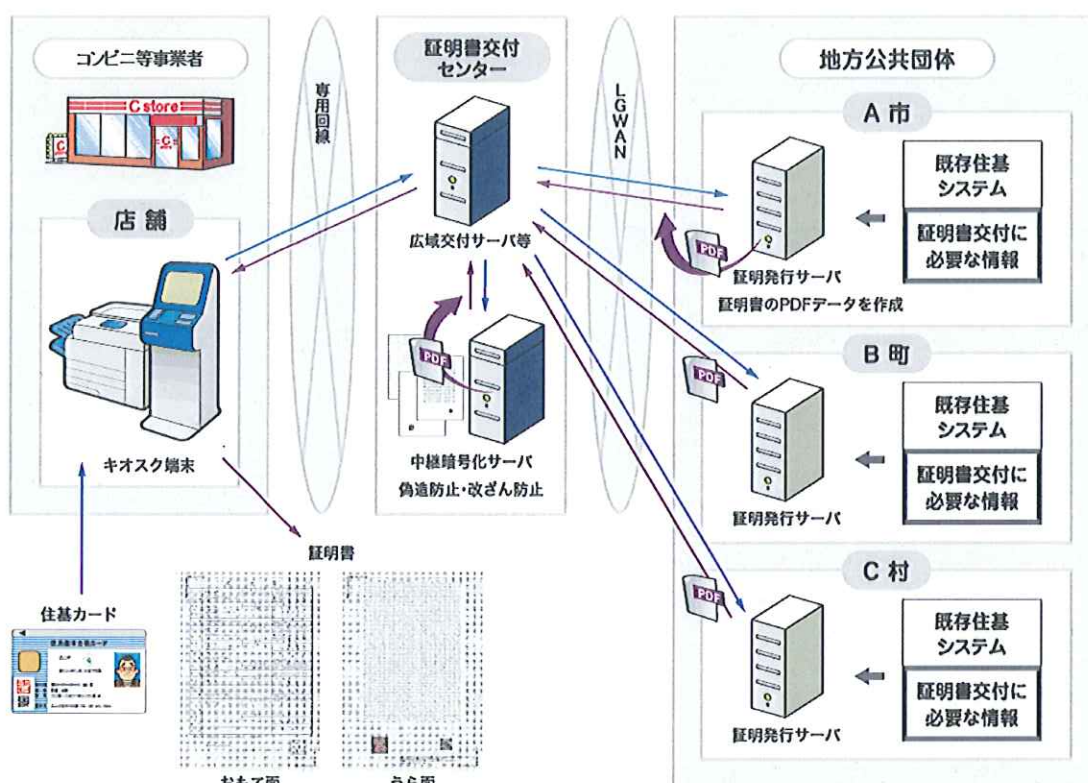
交付サービスの利用手順は次のようになります。

- | | | | |
|-----------------|---|------------|---|
| ①マイナンバーカードの読み取り | → | ②証明書の種類の選択 | → |
| ③暗証番号の入力 | → | ④申請情報の入力 | → |
| ⑤交付手数料の納付 | → | ⑥証明書の取得 | |

5. システム構成のイメージ

コンビニ交付のシステム構成のイメージは、次のようになります。

今回、亀岡市では、証明証作成、発行サーバを LGWAN-ASP 方式を採用することとしています。



※LGWAN-ASPとは

総合行政ネットワーク（LGWAN：Local Government Wide Area Network）とは、すべての地方公共団体を相互に接続する行政専用のセキュアなネットワークである。

このLGWANというネットワークを介して、利用者である地方公共団体の職員に提供するASP（アプリケーション・サービス・プロバイダ）サービスを「LGWAN-ASP」という。都道府県や市区町村といった地方公共団体が、限られた予算の中で行政サービスや事務処理を効率よく安全に電子化していくための一つの手段として利用が進んでいる。

なお、今回のシステム構築にあたっては、直接本市の基幹住基システムと直接連結する仕組みを構築するものではありません。



亀岡市防犯カメラ設置事業補助金交付要綱の創設について

防犯カメラは、全国的にも犯罪捜査に活用され、事件の解決に重要な役割りを果たしているほか、防犯という観点から、犯罪そのものの抑止にも大きな効果を発揮しています。

亀岡市では、これまでに、市内のJR4駅周辺や都市公園などに防犯カメラを設置し、防犯対策を進めるとともに、周辺住民のみなさんにアンケート調査を実施してきました。結果、多くの方々に安心感を持っていただいております。さらに今後も補助制度の創設による各地域での設置を含め、防犯カメラの設置を望む声が多く寄せられていました。

そこで、地域との連携による街頭犯罪の防止を目指し、自治会等が行う地域防犯活動の一環として、防犯カメラを設置する事業を支援する「亀岡市防犯カメラ設置事業補助金交付要綱」を創設しました。

- 施行日** 平成 27 年 8 月 4 日 (告示第 167 号)
- 補助対象団体** 自治会・区をはじめ一定の地域を基盤に活動を行う防犯組織
※次の要件を満たす組織
 - ①一定の地域を基盤とし、地域に根ざした活動をしていること。
 - ②活動を行う地域の多数の世帯・住民で構成されていること。
 - ③活動を行う地域の世帯・住民が自由に加入できること。
 - ④規約及び代表者を定めていること。
- 補助対象経費**
 - ①映像撮影機器(カメラ)、映像表示機器(モニター)、映像記録機器(ハードディスクレコーダー等)又はその他の防犯カメラシステムを構成する機器の購入に要する経費
 - ②機器の取付け又は設置工事に要する経費
- 補助金額等** ◆補助対象経費の1/2、1台当たりの限度額は50,000円
- 予算額** ◆500千円(限度額50,000円×10台分)
- 交付実績** ◆交付決定額231,000円
(東別院町3台、畑野町1台、南つつじヶ丘1台 計5台)
- カメラの要件**
 - ◆公道等を撮影するもので、撮影される画像において道路、公園その他不特定多数の者が利用する場所が概ね1/2以上を占めていること。
 - ◆仕様の基準 別に補助金取扱要領に定めます。
- カメラの管理/運用** ◆防犯カメラ管理運用規程の作成
設置者が京都府の「防犯カメラの管理・運用に関するガイドライン」に基づく、以下の内容を盛り込んだ規程を作成します。
設置目的/設置場所・撮影範囲/管理責任者の指定/画像の保管方法・保管期間・消去方法/画像の利用・提供の制限
苦情処理/その他

防犯カメラの設置及び運用状況について

運用開始日・設置場所・設置台数

- ◎平成24年10月1日 : JR 亀岡駅南口・北口、馬堀駅、並河駅、千代川駅（5台）
- ◎平成25年9月12日 : 南郷公園・大井西部公園・鉄道歴史公園・大日谷公園（4台）
- ◎平成26年3月 1日 : JR 亀岡駅南口（1台）
- ◎平成27年3月25日 : JR 千代川駅（自転車置場横）、馬堀駅（7色公園横）（2台）

設置目的

防犯カメラは、ゲートウェイ犯罪、とりわけ件数の多い自転車盗の犯罪抑止を目的として、市内 JR4 駅を中心に設置しているのをはじめ、物損被害をはじめ犯罪が多く、今後も犯罪が発生しそうな場所として都市公園にも設置している。平成25年11月に実施したアンケートでは、多くの市民から、今後も防犯カメラの設置を望む声が多く（90%）、体感治安の向上を目指し、引き続き設置を進めていくところである。

効果

防犯カメラの設置前の平成23年と設置後の平成26年（いずれも暦年）の刑法犯発生件数を比較してみると、平成23年の1,089件から平成26年の664件へと425件、39.0%減少している。中でも自転車盗発生件数は269件から134件と半減しており、顕著な効果が表れている。

画像提供実績

亀岡警察署からの刑事訴訟法に基づく依頼20件に画像を提供した。

平成27年度設置予定

セーフコミュニティ防犯対策委員会で協議し、最も犯罪抑止に効果的な場所を選定の上、2基を設置する。（予定箇所：JR 並河駅、つつじヶ丘交番周辺）

※防犯カメラに関するアンケート

調査期間：平成25年11月1日～29日、回答者数：793人、回収率28.92%

調査場所：追分町、北古世町、南郷町、保津町、篠町、大井町、千代川町、馬路町

亀岡市個人情報保護条例施行規則の一部改正(案)について

亀岡市個人情報保護条例施行規則（平成 12 年規則第 55 号）の一部を次のとおり改正します。

- 1 特定個人情報ファイルを保有する事務を開始しようとする時の登録簿の様式を定めます。
- 2 特定個人情報に係る開示等請求書を提出しようとする者が、本人又は法定代理人等であることを証明するために提出ないし提示すべき書類を定めます。

開示等請求書を提出する者	提出ないし提示すべき書類	
本人	A 住民基本台帳カード又は個人番号カード、運転免許証又は運転経歴証明書、旅券、身体障害者手帳、在留カード又は特別永住者証明書、その他本人であることを証する書類（本人の顔写真が貼付されたものに限る。）	いずれか 1種類
	B 公的医療保険の被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書、印鑑登録証明書、戸籍謄本又は抄本、その他これらに類する書類	いずれか 2種類
法定代理人	① 本人に係る上記A又はBのいずれかの書類の写し ② 法定代理人に係る上記A又はBのいずれかの書類 ③ 戸籍謄本その他法定代理人の資格を証明する書類	
任意代理人	① 本人に係る上記A又はBのいずれかの書類の写し ② 代理人に係る上記A又はBのいずれかの書類 ③ 委任状	

- 3 特定個人情報に係る開示等請求書の様式を定めます。
- 4 平成28年1月1日から施行します。

平成 27 年 5 月 1 日号亀岡市広報紙「キラリ亀岡おしらせ」掲載

情報公開制度および個人情報保護制度の運用状況について（平成 26 年度）

亀岡市は市政への理解と信頼を深めるため、平成 13 年 1 月から情報公開制度・個人情報保護制度を運用しています。平成 26 年度（平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで）の運用状況がまとまりましたのでお知らせします。

市民情報コーナーでは、本市の予算書、決算書、各種統計資料などの行政資料や、公共工事の契約状況、官報、京都府公報などの閲覧ができます。26 年度利用者数は延べ 14, 324 人でした。亀岡市は、さまざまな情報を広く公開することで、今後もより開かれた市政の推進を目指します。

（単位：件）

	実施機関	請求 件数	処 理 の 状 況					
			全部 開示	部分 開示	不開示	文書 不存在	取下げ	不服 申立て
情報公開 開示請求	市 長	117	81	28	-	8	-	2
	教育委員会	8	4	4	-	-	-	-
	上下水道事業管理者	3	1	2	-	-	-	-
	監 査 委 員	3	1	1	1	-	-	-
	農業委員会	5	-	5	-	-	-	-
	計	136	87	40	1	8	-	2
保有個人情報 開示請求	市 長	12	4	6	-	2	-	-
	計	12	4	6	-	2	-	-
任意的 公開請求	市 長	1	-	1	-	-	-	-
	計	1	-	1	-	-	-	-
個人情報取扱事務登録簿への登録状況		26 年度末で 496 件						